

農林水産・食品分野と異分野との連携に係る研究戦略検討会の設置について

25農会第355号

平成25年6月11日

農林水産技術会議事務局長通知

第1 趣旨

農林水産業は、これに関わる多様な学問領域を持つことから、これまでにも異分野との連携によりイノベーションにつながる革新的技術が創造されている。

近年においては遺伝子工学、医療、創薬、IT、ロボット工学等の分野において画期的な技術が開発されており、農林水産・食品分野においてこれらの技術を活用した新たな産業形態も創造されている。こうした動きを加速させるためには、農林水産・食品分野と異分野との融合領域の研究の推進が必要である。

さらに、総合科学技術会議の議論を経て策定された「科学技術イノベーション総合戦略」（平成25年6月7日閣議決定）においても、府省間の連携の強化を図る旨の方針を示しているところである。

このような状況の下、農林水産・食品分野と異分野との融合研究において、重点分野を設定し、研究の推進システムを策定することにより、研究を効果的に推進するために、「農林水産・食品分野と異分野との連携に係る研究戦略検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

第2 検討会の構成

検討会メンバーは、農林水産・食品分野と異分野との融合研究に関する有識者で構成する。また、検討会には、農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）職員その他農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）が必要と認める者が参加できることとする。なお、委員には、事務局長が必要と認める者を追加できるものとする。

第3 主な検討事項

検討会は、以下について実施する。

- (1) 異分野融合研究の重点分野の設定
- (2) 異分野融合研究の推進システムの策定

第4 運営

- (1) 検討会の議事進行は座長が行う。座長は、委員の互選により選任するものとする。座長は、座長代理を指名することができる。
- (2) 検討会は公開とするが、企業秘密又は研究開発上の秘密に触れることがある場合等座長が必要と判断したときは、検討会を非公開とし資料等を非公表とすることができます。
- (3) 検討会の議事要旨については、会議の終了後、ホームページにより公表する。

第5 設置期間

検討会は、設置年月日から平成25年度末まで設置する。

第6 事務担当

検討会の事務は、事務局研究推進課で行う。